

令和6年度ライフデザイン講座事業委託業務仕様書

1 目的

本県の人口は平成11年をピークに減少しており、出生数も毎年減少を続けるなど、急激に少子化が進行している。

少子化の主な要因となっている晩婚化・晩産化の進行を抑制するためには、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描き、様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、その前提となる知識を学び、将来のライフデザインについて考える機会を提供する必要がある。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月15日まで

3 業務内容

結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識やライフデザインの重要性の普及啓発などにより、高校生が将来の希望を叶えられるよう出前形式の講座を実施する。

(対 象) 県内の高校生

(内 容 案) 次のア・イのコンテンツを一連の流れとして出前講座を実施する。

ア 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めたライフデザインの重要性、妊孕力、妊娠・出産についての正しい知識、県内の出産・子育てに関するサポート体制について学ぶ講座

イ 生涯に渡る人生設計を考えることができるグループワークの実施

(実施回数) 1回45分～100分で40人程度の人数を対象にした講座を想定し、合計で800名程度の参加者を対象に実施する。ただし、各校のカリキュラムに合わせて1回の実施時間や人数については変更することがある。実施校等については、別途、県から高校へ希望調査(助産師派遣の希望の有無を含む。)を行い、県と受託者が日程等を協議の上、講座を開催する高校及び日程等を決定する。

(留意事項) ・事業の実施にあたっては、特定の価値の押付けやプレッシャーとならず、かつ、結婚や出産をする・しない、子どもを持つ・持たないにかかわらず、多様な生き方を前提としたプログラムにするよう配慮すること。

・事業の実施にあたっては、全て事前に県と協議の上、実施すること。

(そ の 他) ・講座には、講師として国家資格キャリアコンサルタント保持者及び補助として子育て支援業務に携わっているスタッフが同行し、ワークショップ等の支援を行うこと。

また、助産師等を講師として派遣すること。

・講座内容は各高校と事前に打ち合わせをし、高校生の意識、伝えてほしい事項、また、すでに家庭課の授業で実施している内容と重ならないように配慮すること。

・出前講座で使用する説明資料やライフデザインを具体的に考えることのできるグループワークの資料を作成し、参加者全員分の当日配布資料を用意すること。

・講座終了後には受講者に対し、ライフデザインに対する意識や受講後の意識変化等についてアンケートを実施すること。

・事業の目的に沿った講座の企画設計を行い、関係者等との連絡調整、準備期間を含めた進行・運営管理、その他必要な業務を行うこと。

・必要な場合は、講座当日の会場・設備等の設営、撤去・清掃・ゴミ処理等を行うこと。

- ・講師等の謝金・旅費、その他必要となる費用の支払いを行うこと。なお、講師謝金の上限は、講座1回当たり原則1人10万円以下とすること。
- ・受託者が委託期間中に行う業務については、事前に、県へ概要が分かる資料を添えて、随時連絡を行うこととし、講座実施に関する制作物については、事前に県に協議してから作成すること。
- ・結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）に取り組む市町と連携を図ること。
- ・「子育て県かがわ」情報発信サイト Colorful (<https://kagawa-colorful.com/>) において、講座実施結果を掲載するための記事（データ）を提出すること。

4 実績報告

上記3の業務が全て終了した後、速やかに以下のもの（紙媒体1部、電子記録媒体1部）を県に提出し、検査を受けること。

① 事業報告書（以下の内容についてまとめたもの）

- ・全体の事業概要
- ・事業の成果物（アンケート集計結果、配布資料等）

② 記録写真データ

写真撮影に関しては、県民のプライバシーに配慮すること。個人が特定できるような場合は、対象者の了承を得て撮影すること。

5 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、事前に県と十分に連絡を図り、円滑に運営すること。
- (2) 本事業実施に関する準備・設営・進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。
- (3) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。
県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (4) ほかの映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きを取ること。
- (5) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、他の目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (6) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (7) 本事業の実施にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その準備、実施、事後処理については受託者が行うこと。
- (8) 委託料の請求は、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを行うこともある。
- (9) 今後の新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、開催時期や内容を変更又は開催を中止する可能性があるため、あらかじめ留意すること。

担当：香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課 少子化対策グループ TEL：087-832-3287